

立木販売における搬出延期等の考え方

1 搬出期間を延長する立木販売物件

次の各事項をすべて満たす物件

- (1) 本通知施行以前に販売した物件で、平成24年度中（平成25年3月31日まで）に搬出期間満了となる物件

なお、東日本大震災以降に23東販30号に基づき搬出延長した物件については該当しない。

- (2) 搬出期間延長により、国有林野事業の販売事業を進める上での損害及び管理経営上の支障を及ぼさないと認められる物件

2 留意事項

- (1) 延長期間

1ヶ年を限度とする。

- (2) 官行造林地の取扱い

官行造林地の搬出期間延長を認める場合は、官行造林契約相手方の了承を得た上で対応すること。

- (3) 報告

森林管理署長等は、本通知により搬出期間延長を認めた場合、遅滞なく販売課へ報告すること（別紙事務連絡形式による）。

3 その他

- (1) 今後販売を予定する物件の搬出期間については、当面3ヶ年を設定する。

なお、画一的に決定することなく、樹材種や物件材積を勘案し、「国有林野の産物売払規程」（昭和25年5月17日農林省告示第132号）第37条第1項及び2項に基づき適切に設定されたい。

- (2) 本通知による搬出期間の延長は、国有林野の産物売払規程第39条に基づく措置であり、無料延長である。